

医療法人社団 育生会 京都久野病院

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団育生会が開設する京都久野病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なりハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、要介護・要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 指定リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）の提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護・支援者を対象とする。

3 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、保健医療福祉サービスを提供する等との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

4 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| 1 名称     | 医療法人社団 育生会 京都久野病院            |
| 2 所在地    | 京都市東山区本町 22 丁目 500           |
| 3 電話番号   | 代表 (075) 541-3136            |
| 4 FAX 番号 | リハビリテーション課 直通 (075) 541-8100 |
| 5 事業所番号  | 2610803401                   |

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1	0	病院と兼務
理学療法士	同	6	0	病院と兼務
作業療法士	同	1	0	病院と兼務
言語聴覚士	同	1	0	病院と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療法上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士もしくは作業療法士もしくは言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業時間及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行なう。

また、療法上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、京都市東山区全域、伏見区桃山学区・稲荷学区・砂川学区・藤ノ森学区・深草学区、南区陶化学区とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。ただし、法定代理受領分以外の場合は、介護報酬の相当額を徴収します。なお、領収書は法定代理受領分とそれ以外の項目に分けて交付する。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	600円
3. 5km以上4. 5km未満	700円
4. 5km以上5. 5km未満	800円
5. 5km以上6. 5km未満	900円
6. 5km以上7. 5km未満	1,000円
以下1km増すごとに100円を加算	
消費税は別途	

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用し利用者の同意を得る。

（緊急時における対応方法）

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

（感染対策について）

第10条 この事業において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を1月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- 3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務改善計画（BCP）の策定に関する事項）

第11条

- 1 この事業は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務改善計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 従業者に対し、業務改善計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の就業環境の確保について (パワハラ・セクハラ防止))

第12条 適時適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を定める。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 1～3に掲げる措置を適切に実施するため、相談窓口はサービス窓口担当者または法人窓口担当者とする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 この事業は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この機的に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団育生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成24年3月31日から施行する。

平成25年4月1日改定

平成27年8月1日改定

令和6年3月31日改定

令和7年3月31日改定

利用者及びご家族様からの苦情を処理するために講ずる処置の概要

事業所名	医療法人社団 育生会 京都久野病院 訪問リハビリテーション
居宅サービスの種類	訪問リハビリテーション (事業所番号 2610803401)

(1) 利用者さま（ご家族様）からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

①相談や苦情に対応する常設の窓口を設置しています。

②基本的な事項については職員全員が対応できるよう指導すると共に、相談・苦情への対応が早期に行えるようにしています。

サービス窓口 京都久野病院 リハビリテーション課 課長

受付時間 月～土曜日 8：30～17：00

電話番号 (075) 541-3136

受付時間 月～土曜日 8：30～17：00

電話番号 (075) 541-3136

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための準備体制・手順。

① 苦情があった場合は、直ちに利用者様（ご家族）等と連絡をとり、必要な対応を行います。

② 苦情の内容によっては、市町村の相談・苦情窓口や京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口等と連絡をとり、必要な対応を行います。

京都府国民健康保険団体連合会（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）354-9090）

北区役所健康福祉センター健康長寿推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）432-1366）

上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課（受付時間 月～金曜日 9：00～17：00、電話番号（075）441-5107）

左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課（受付時間 月～金曜日 9：00～17：00、（075）702-1071）

中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）812-2566）

東山区役所保健福祉センター健康福祉推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）561-9187）

山科区役所保健福祉センター健康福祉推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）592-3290）

下京区役所保健福祉センター健康福祉推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）371-7228）

南区役所保健福祉センター健康福祉推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）681-3296）

右京区役所保健福祉センター健康福祉推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）861-1430）

西京区役所保健福祉センター健康福祉推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）381-7638）

西京区役所洛西支所保健福祉センター健康福祉推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）332-9274）

伏見区役所保健福祉センター健康福祉推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）611-2279）

伏見区深草支所健康福祉推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）642-3603）

伏見区醍醐支所健康福祉推進課（受付時間 月～金曜日9：00～17：00、電話番号（075）571-6471）